

令和3年第7回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和3年7月28日(水) <span style="float: right;">13時30分 開会 13時55分 閉会</span>
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地所有適格法人の要件認定について
日 程 第 6	議案第3号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 7	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美			4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一		7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人			
	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
		19 松橋 聡	
		23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 三澤 実	3 羽田 雄一	6 佐藤 弘朗	
10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央	
13 長屋 教幸	17 久保 拓也	18 栗田 淳	
20 千葉 実	21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	
6. 事務局			
事務局長	池田 孔紀	主 幹	宮本 則幸
主 事	野村 亮太		

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和3年第7回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、13名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、4番 姉崎委員及び5番 山崎委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和3年6月28日に開催されました、令和3年第6回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてであります。特に報告する活動はありませんでした。</p> <p>本日令和3年第7回湧別町農業委員会総会を開催しております。</p> <p>以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて、別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書3ページをご覧ください。その1。証明願出人、所有者ともに錦町、●●●●さんです。土地の所在ですが、川西●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり面積は7,971㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は中原委員、佐藤茂委員、三澤委員でございます。</p>

事務局	<p>(別冊資料 1 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の 4 ページをご覧ください。その 2。証明願出人、所有者ともに旭川市、●●●●さんです。土地の所在ですが、旭●●番●外計 7 筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり合計面積は 4 8 5 m<sup>2</sup>で、利用状況は鉄塔敷地用雑種地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、安藤委員でございます。</p> <p>(別冊資料 2 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 1 号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第 1 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地所有適格法人の要件認定について。別紙の者について、農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人要件並びに農地法関係事務にかかる処理基準における農地所有適格法人の判断基準にある、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」「農業従事要件」を満たしているとして認定するものです。</p> <p>このあと議案第 3 号でも説明いたしますが、その前に認定をするものです。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。新会社であります「●●●●」の概要について若干ご説明をいたします。会社設立は、令和●年●月●日。所在地は札富美●●番地●で、役員には代表取締役として、札富美の●●●●さんが就任しております。</p>

事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第 2 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 2 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 1 2 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い同法第 1 8 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において 4 件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書 1 3 ページをご覧ください。番号 1 番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、札幌市、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は信部内●●番●外計 7 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 8 9, 0 6 4 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日から令和 5 年 8 月 2 0 日までの 5 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 4 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 2 番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、札幌市、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は信部内●●番●外計 8 7 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 5 6 9, 8 9 3. 9 7 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は使用貸借権、成立する法律関係は使用貸借、利用権の期限は平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日から令和 9 年 1 2 月 2 9 日までの 1 0 年間として</p>

<p>事務局</p>	<p>利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 8～12 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の 15 ページをご覧ください。番号 3 番、利用権の設定をした者、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上湧別屯田市街地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村一区●●番●外計 2 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 21,690㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 3 年 6 月 30 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 5 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 4 番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上湧別屯田市街地、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は上湧別屯田市街地●●番●外計 2 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 2,311㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和 2 年 1 月 23 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 3 年 6 月 30 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 6 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 3 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明を</p>

議 長	させます。
事務局	<p>議案書の16ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し許可相当の回答がなされた期日以降に農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において1件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の17ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人が中湧別東町、●●●●さん。譲受人が中湧別中町、●●●●●さんです。申請地の所在ですが、中湧別東町●●番●●で面積は485㎡です。権利の種類は所有権移転、金額は27,000千円で、申請理由は住宅建設するものであります。 (別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	議案書の19ページをご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町

事務局

長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、賃借権が3件、使用賃借権が3件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書20ページをご覧ください。

まず、賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、信部内●●番●外計7筆で合計面積は89,064㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年7月28日から令和5年8月20日までの3年間となっております。賃貸価格は220,412円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は21,690㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年7月28日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は173,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計2筆で合計面積は2,311㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年7月28日から令和6年12月31日までの4年間となっております。賃貸価格は9,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

議案書の21ページをご覧ください。使用賃借でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、信部内●●番●外計16筆で合計面積は253,513㎡であり、利用権設定等の種類は使用賃借権で、成立する法律関係は使用賃借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用



<p>事務局</p>	<p>権の期限でございますが、本日、令和3年7月28日から令和22年12月31日までの20年間となっております。  (別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、札富美、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●外計93筆で合計面積は511,013.97㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年7月28日から令和22年12月31日までの20年間となっております。  (別冊資料8～12ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の24ページをご覧ください。番号3番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計40筆で合計面積は161,484㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年7月28日から令和22年12月31日までの20年間となっております。  (別冊資料13～15ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第5号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。  これで、令和3年7回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉 会 13時55分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員